明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の全部を変更する件（環境一一三）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
独立行政法人交通安全環境研究所平成二十五事業年度財務諸表、公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　七一
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　公六
会社その他
会社決算公告　公七

告示

○環境省告示第百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第三条の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三条第一項の規定の例により、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成十九年環境省告示第三号）の全部を次のとおり変更したので、同条第四項の規定の例により公表する。

平成二十六年十二月十六日

環境大臣　望月　義夫

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方

1　基本的な考え方

2　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

3　鳥獣保護管理事業の実施の方向性

第二　鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施

1　制度上の区分に応じた保護及び管理

2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

3　鳥獣の保護及び管理に関する調査研究の推進

第三　特定計画制度の推進

1　特定鳥獣の適切な保護及び管理

2　地域における取組の充実

3　休猟区における第二種特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用

4　入猟者承認制度

第四　人材の育成・確保

1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の確保

2　研修等による人材育成

3　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

第五　鳥獣保護区の指定及び管理

1　鳥獣保護区の適切な指定及び管理

2　鳥獣保護区における保全事業の推進

3　環境教育等の推進

第六　狩猟の適正化

1　基本的な考え方

2　狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

3　網猟とわな猟の適切な実施

4　狩猟者の確保

5　鳥類の鉛中毒の防止